

介護福祉の職場で就労を目指す学生さんを応援します！！

介護福祉士・社会福祉士 修学資金貸付制度



この制度は、介護福祉士又は社会福祉士の資格の取得を目指す学生を支援するために、無利子で修学資金の貸付けを行う制度です。

養成施設を卒業後、岩手県内で5年間業務に従事すると、貸付金が全額免除になるととても良い制度です！

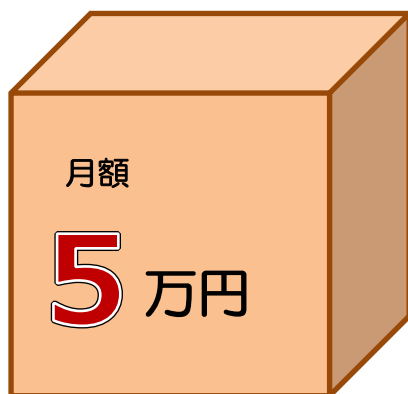
貸付金は無利子です！！

介護福祉士や社会福祉士として

5年間働くと全額返還免除！



● 貸付内容



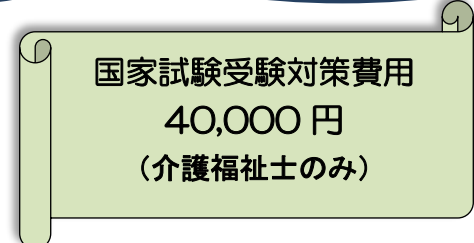
+



+



+



◎ 詳細については、お気軽にお問合せください。

問合せ先：社会福祉法人岩手県社会福祉協議会 福祉経営支援部
020-0831 盛岡市三本柳 8 地割 1 番 3 電話 019-637-9611
<http://www.iwate-shakyo.or.jp/kenmin/shugaku.html>

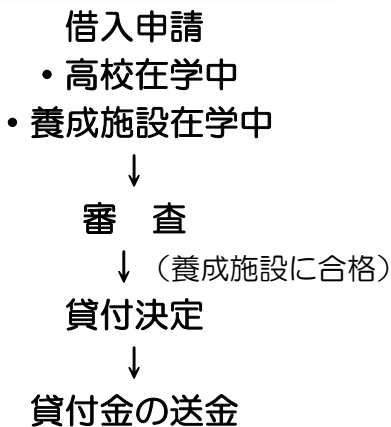
介護福祉士修学資金貸付制度の概要

貸付額

下に記載の金額を、上限として貸付けします。修学資金は養成施設の授業料、実習費教材費のほか、参考図書、学用品、交通費等も貸付けの対象となります。

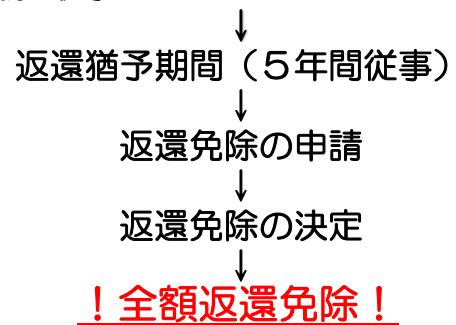
月額貸付金	50,000 円（月額）☆2箇年で総額 1,200,000 円☆
入学準備金	200,000 円（初回の月額貸付金に加算します）
就職準備金	200,000 円（最終回の月額貸付金に加算します）
国家試験受験対策費用	40,000 円（卒業年度に受験する意思のある方に加算します）

●貸付決定までの流れ●



●返還免除までの流れ●

介護福祉士・社会福祉士の資格を取得し、県内の福祉・介護施設等の業務に従事



返還猶予

養成施設を卒業後、県内の福祉・介護施設等に介護福祉士等として業務に従事している期間は返還猶予の期間となります。

返還免除

国家資格（介護福祉士・社会福祉士）を取得し、卒業後1年以内に介護福祉士等として5年間引き続き、県内の福祉・介護施設等に従事すると返還が全額免除となります。

返還しなければ ならない時…

介護福祉士等以外の業務に従事した場合、県外の仕事に就いた場合には、貸付金を返還しなければなりません。